

「令和 7 年京都市はたちを祝う記念式典」におけるオフィシャルサイト制作に係る仕様書

1 委託業務名、事業目的、業務概要、委託期間

上記項目については、「令和 7 年京都市はたちを祝う記念式典運営」業務委託仕様書と同様とする。

2 委託業務内容

本市から提供する昨年度のデータを活用し、以下の要件に応じたオフィシャルサイト（以下「HP」という。）及びモバイルサイト（以下「MS」という。）を作成すること。

公開するコンテンツは、インターネットを介して多くのブラウザで閲覧可能であること。また、スマートフォンのブラウザでも表示可能であること。

※ HP のシステム構築データについては、昨年度のデータを提供する。

（1）機能要件

- ア 一般市民がウェブブラウザ（Edge、Google Chrome 等）で閲覧できる。
- イ 誰もが利用しやすい機能（ウェブアクセシビリティ）に配慮する。
- ウ アクセスログ集計機能を有する。
- エ 検索エンジンの最適化（SEO）を実施する。

（2）画面要件

画面	説明
共通	PC、タブレットやスマートフォンなど、多様なデバイスからの閲覧にも最適な表示が可能なマルチデバイス対応を行うこと。また、閲覧者が情報を容易に取得できる、使いやすいレイアウト及びサイト構成とする。
	イラストや写真等を効果的に用いて、閲覧者が親しみやすく、愛着が持てるデザイン制作を行う。
	※ 情報伝達用のテキスト、写真、ロゴのコンテンツは、原則として、本市が提供する。
	HP と関係サイトとのリンクを可能にする。
① トップページ	一定の範囲で広告用バナーや協賛用ページを作成しても構わない。
② 式典情報画面	時期に応じたトピックを掲載できるようにする。
③ 企画画面	式典開催に関する情報を掲載する。 （例）参加申込方法・式典内容（英語画面も作成）、よくある質問、二十歳の誓い発表者募集、「おめでとう・ありがとう」の手紙募集、思い出成人式参加者募集、1／2 成人式参加者募集、アクセスマップ
④ 市政情報画面	受託事業者による企画を掲載する。（例）式典参加者限定特典
⑤ ユース 21 京都情報画面	式典参加者向けの本市施策等を掲載する。 なお、テキストや写真は、原則本市が提供する。
⑥ 京都・ミスきものからのメッセージ画面	主催団体であるユース 21 京都の活動を紹介する。 ただし、テキストは、原則本市が提供する。
	式典参加者に対して和装の魅力や式典での装い等を紹介するページを作成する。なお、テキストや写真は、原則本市が提供する。

⑦ アーカイブ画面	昨年度式典の動画、過去式典での「二十歳の誓い」の動画及び「京都市はたちニュース」をまとめたアーカイブページを作成する。
-----------	---

(3) 規模及び性能の要件

内容	説明	
サービス提供機器	本仕様書に基づき、円滑かつ適正に動作する「サーバ（関連する機器や消耗品を含む）」を提供すること	
設置場所	サービス提供に用いる機器は、天災や人災に対して万全な対策がなされた施設に設置すること	
	設置施設には、稼動に必要な十分な電源設備や空調設備等を備えていること。また、停電や故障等の障害に備えた対策が行われていること	
	入退室の管理を徹底する等、権限のある者以外が機器を操作できないようにすること	
本市からの提供データ	テキスト	原則 WORD・EXCEL データ
	画像	原則 JPEG データ
	ロゴ	原則 JPEG・GIF・PNG・BMP データ

(4) 信頼性等の要件

要件名	説明	
信頼性要件	サーバレンタル期間は、閲覧開始日から1年間とする。閲覧は24時間毎日可能とする。ただし、定期保守等による計画的な停止は除く。	
	期間中の平均稼働率は、99%以上とする。	
	障害が発生した時に迅速に適切な対策を行える体制を整備していること。	
	受託事業者においてセキュリティポリシーが策定され、定期検査の実施等により適宜改善に向けた取組が行われていること。	
情報セキュリティ要件	アクセス制限	サーバには、必要最低限の者しかアクセスできない体制や仕組みを有していること
		セキュリティホールを生まないように機器等の環境設定を行うこと
	ウィルス対策等	サーバ内の全ファイルのウィルスチェックを定期的に行うこと
		データのバックアップを定期的の実施し、障害時等には、直近のバックアップ時点まで回復が可能なこと。ただし、バックアップ中にも閲覧できるようにすること
拡張性要件	性能の拡張性	上記以外で対応可能なセキュリティ対策があるときは、その内容を具体的に提案すること
		利用者の増加等によるパフォーマンスの劣化に対して、できる限りの対応を行うこと また、万一に備えて、サーバの容量には余力を有すること

	機能の拡張性	新規の機能追加が容易であること
HP・MSの中立性	HP・MSの制作に当たっては、特定の事業者が所有する特許技術に依存せず、他の事業者がサーバの保守や改修を引き継ぐことが可能な構成とすること	

(5) 運用の要件

運用業務の内容	サーバの提供 及び稼動監視等	HP・MSの公開に必要な情報を蓄積し、発信するためのサーバを安定的に提供するとともに、関連設備・機器の稼動状況やHP・MSの公開状況について、定期的に監視及び確認を行うこと。また、提供する機器の性能や容量を定期的に確認すること
	データのバックアップ	データのバックアップは、利用時間が少ない時間帯に定期的実施すること
	HP・MS・関係サイトの情報公開及び更新等	本市の指示に従い、必要な情報をHP・MS・関係サイトで公開するとともに、適宜情報の更新を行うこと
	HP・MS・関係サイトの企画提案及び助言	HP・MS・関係サイトの内容を充実させるコンテンツや、情報更新に関する企画の提案又は助言を行うこと
	アクセスログ統計の報告	本市の求めに応じて、HPのトップページ及び主要コンテンツのアクセスログ統計をとりまとめて報告すること。また、アクセス件数を考慮したHPの構成等に関する提案や更新を行うこと
	運用に係る支援及び助言	本市の求めに応じて、運用に必要となる支援や助言を行うこと
障害対応	障害やセキュリティ上の問題を発見した場合は、直ちに本市に報告のうえ、原因究明及び復旧作業に着手すること。また、障害検知から3時間以内に対処方法や復旧の目途を連絡すること	
	原則として障害検知から1営業日以内に復旧すること。ただし、特別な理由がある場合は、復旧に要する時間とその理由を本市に報告し、承認を得ること	
	復旧後、原因や対処の内容、再発防止策をまとめて本市に報告すること	

(6) 保守の要件

保守業務の内容	安定した稼動を図るため、設備・機器、ソフトウェア、セキュリティ等の保守点検を定期的に行うこと	
	サイト維持管理上の問題が発生した場合には、速やかに本市に報告し、誠実かつ迅速に対応すること	
	制度改正等に伴う機能変更や機能の追加については、協議のうえ決定する。	
対応時間	保守対応を行う時間帯は、9時00分から17時30分までとする。ただし、緊急の場合は、上記以外の時間帯における対応が協議の上で可能になること	

(7) 制約条件

ア	本市から指定するドメイン（HPアドレス）を使用すること
イ	本市の庁内ネットワークに、外部から接続することはできない。
ウ	本市の庁内ネットワークに、許可されていない端末を接続することはできない。
エ	導入日時及び作業時間等については、協議のうえ決定すること また、本市が承認した場所以外で業務を行わないこと
オ	HP・MSを公開する際には、必ず本市の承認を受けること

(8) 広告掲載について

受託事業者は広告を掲載する2者以上の広告主を募集し、HP・MS上で一定の範囲内で広告用バナーや協賛用ページを作成する。

ただし、広告の掲載にあたっては、本市担当者と十分に協議し、その指示に従わなければならない。

(9) 閲覧開始日

令和6年9月2日（月）から令和6年9月17日（火）までの間で本市と調整

3 委託金額の上限

「令和7年京都市はたちを祝う記念式典の運営」業務委託仕様書に記載している上限金額に含まれるものとする。

※ HP・MS・関係サイト制作、ホスティングレンタル、サイト維持管理に係る費用、配送費、取材等に係る費用（謝礼、交通費、会場費、ライターの手配）、写真の手配に係る費用、その他委託業務の実施に係る全ての費用を含む。

4 制作等にあたっての遵守事項

すべての業務において、本市担当者と事前に協議を行い、進めることとする。

(1) 実施体制の確立・責任者の設置

受託事業者は履行期限内に円滑に業務が進められるよう、責任者を設置し、十分な体制で臨むこと。

(2) スケジュールの作成

受託後、作成に向けたスケジュールを提出すること。

(3) 事前協議と事後報告

業務の遂行に当たっては、必ずその方向性について本市担当者と事前協議を行い、実施後には事後報告を行うこと。

(4) 具体的なイメージの速やかな提示

企画提案時には、本市担当者からの指示に従いラフレイアウト等を作成し、具体的なイメージを速やかに伝えるように努めること。

(5) 著作権、版權

ア 新たに発生した設計書類等及び開発部分（市販の汎用アプリケーション等パッケージソフトに帰属する部分を除く）の著作権やその他制作物に関する権利については、本市に帰属するものとし、受託事業者は成果物に関する著作者人格権を行使しない。なお、制作物の二次使用に

関しては、両者協議のうえ、決定する。

イ 第三者が権利を有する著作物又は知的所有権等を利用する場合は、受託事業者の責任において、その権利の使用に必要な費用を負担し、使用許諾契約に関わる一切の手続を行う。

ウ 本市に帰属しない著作物がある場合にあつては、受託事業者は、本市に当該著作物の関連文書を成果物として納入するものとし、この関連文書についても準ずるものとする。

(6) 個人情報

受託事業者は、当該委託事務を処理するための個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律及び京都市個人情報保護制度の趣旨に基づき、適正に取り扱わなければならない。なお、個人情報取扱事務に関しては、別紙3で定める「個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書」によることとする。

(7) 受託者負担

受託事業者の責により発生した作業は、受託事業者が費用負担する。

(8) データ等の処分

不要となったデータやプログラムなどは、完全に消去し、再利用できないように処分すること。

(9) 関係法令等の遵守

本市が定める条例や規則、関係基準等を遵守すること。

(10) その他

仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、本市担当者と協議し、その決定に従うこと。